

証券コード 8138
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番8号

 **三京化成株式会社**
代表取締役社長 小 川 和 夫

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第100期定時株主総会招集ご通知」及び「第100期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.sankyokasei-corp.co.jp/ir/shareholders_meeting.html



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪 4階「海会場」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第100期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（<https://www.sankyokasei-corp.co.jp/>）に掲載させていただきますので了承ください。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026 年 6 月 24 日 午後 5 時30分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026 年 6 月 25 日 午前10時

## インターネットにより議決権を行使される場合

---



パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2026 年 6 月 24 日 午後 5 時30分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

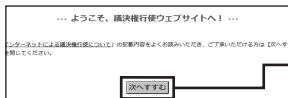
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

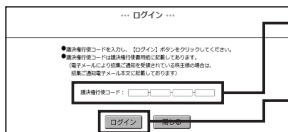


- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

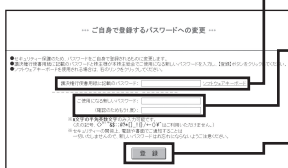
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

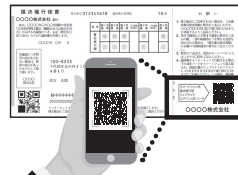
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いたします。インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いたします。

## インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社  
0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため1名を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名              | 現在の当社における<br>地位及び担当   | 属 性 | 取締役会<br>出席状況<br>(第100期) |
|------------|------------------|-----------------------|-----|-------------------------|
| 1          | お 小 川 和 夫        | 代表取締役社長               | 再任  | 16回/16回                 |
| 2          | よし だ 吉 田 充       | 常務取締役大阪支社長            | 再任  | 16回/16回                 |
| 3          | お 小 川 和 浩        | 取締役経営企画部長兼S B事業<br>部長 | 再任  | 16回/16回                 |
| 4          | こ ばやし たつ 小 林 達 司 | 取締役東京支社長              | 再任  | 16回/16回                 |
| 5          | き だ あき 喜 田 章 生   | 取締役建装材事業部長            | 再任  | 13回/13回                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | <p>お 川 和 夫<br/>(1954年1月2日生)</p> <p>再任</p>                                                                                                                                                                                    | <p>1981年4月 当社入社<br/>1986年3月 取締役<br/>1988年6月 常務取締役<br/>1991年6月 取締役副社長<br/>1992年6月 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>大同工業株式会社 代表取締役社長<br/>SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長<br/>SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長<br/>SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD. 会長</p> | 29,122株                |
|            | <p>（候補者とした理由）</p> <p>中国及び東南アジア（シンガポール・タイ・ベトナム）に営業4拠点を設立し、営業基盤の拡大・整備を図る一方、新規事業（製造事業を含む）開発にも取り組み、事業領域の拡大を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |
| 2          | <p>よ 田 みつる<br/>吉 田 充<br/>(1961年1月6日生)</p> <p>再任</p>                                                                                                                                                                          | <p>1983年4月 当社入社<br/>2010年10月 東京支社営業次長兼営業第二課長<br/>2013年1月 大阪支社営業次長<br/>2015年1月 東京支社営業次長<br/>2017年10月 東京支社長<br/>2018年6月 取締役東京支社長兼S B事業部長<br/>2023年11月 取締役大阪支社長兼S B事業部長<br/>2025年6月 常務取締役大阪支社長（現任）</p>                                                                  | 1,398株                 |
|            | <p>（候補者とした理由）</p> <p>豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在は経営全般において社長を補佐し、大阪支社における営業業務の責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |
| 3          | <p>お 川 和 浩<br/>(1991年10月20日生)</p> <p>再任</p>                                                                                                                                                                                  | <p>2016年4月 株式会社経営共創基盤入社<br/>2019年10月 同社マネージャー<br/>2022年6月 当社取締役<br/>2023年7月 取締役経営企画部長<br/>2025年6月 取締役経営企画部長兼S B事業部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>産京貿易（上海）有限公司 董事長</p>                                                                                                   | 30,487株                |
|            | <p>（候補者とした理由）</p> <p>これまでのコンサルタント業務を通じて得た新規事業開発及び経営支援等における多種多様な経験を生かし、現在は経営企画部長及びS B事業部長としての職務を遂行するとともに、取締役会に新たな視点を提供し、議論を充実させる等の活発な取り組みを重ねております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4          | こ ばやし たつ じ<br>小 林 達 司<br>(1970年9月21日生)<br><br>再任                                                                                                                              | 1994年4月 当社入社<br>2014年4月 山陽営業所所長<br>2019年4月 名古屋支店支店長<br>2020年6月 取締役大阪支社長<br>2023年11月 取締役東京支社長（現任）                            | 2,094株                 |
|            | (候補者とした理由)<br>豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在は東京支社における営業業務の責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。                                  |                                                                                                                             |                        |
| 5          | き だ あき お<br>喜 田 章 生<br>(1960年11月22日生)<br><br>再任                                                                                                                               | 1984年4月 当社入社<br>2003年10月 建装材事業部営業課長<br>2012年4月 管理部次長<br>2016年4月 建装材事業部長<br>2017年10月 キョーワ株式会社代表取締役<br>2025年6月 取締役建装材事業部長（現任） | 2,701株                 |
|            | (候補者とした理由)<br>豊富な営業業務及び管理業務経験に加え、グループ会社の代表取締役を歴任するなど、経営全般に関する深い知見を有しており、現在は建装材事業部における営業業務の責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                             |                        |

(注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 当社は、小川和夫氏、吉田充氏、小川和浩氏、小林達司氏及び喜田章生氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏が原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役スキル・マトリックス

| 候補者<br>番 号 | 氏名    | 性別 | 企業<br>経営 | 営業・マーケティング |     | 経営<br>企画 | 国際性<br>(グローバル) | 財務/<br>会計 | 法務/<br>リスク管理 | ICT |
|------------|-------|----|----------|------------|-----|----------|----------------|-----------|--------------|-----|
|            |       |    |          | 科学         | 建装材 |          |                |           |              |     |
| 1          | 小川 和夫 | 男性 | ●        | ●          | ●   | ●        | ●              |           |              |     |
| 2          | 吉田 充  | 男性 | ●        | ●          |     |          | ●              |           |              |     |
| 3          | 小川 和浩 | 男性 | ●        |            |     | ●        | ●              | ●         | ●            | ●   |
| 4          | 小林 達司 | 男性 | ●        | ●          |     |          |                |           |              | ●   |
| 5          | 喜田 章生 | 男性 | ●        |            | ●   |          |                |           |              |     |

|   |        |    |  |   |   |  |   |   |   |  |
|---|--------|----|--|---|---|--|---|---|---|--|
| 一 | 尾崎 寛三※ | 男性 |  | ● | ● |  | ● |   |   |  |
| 一 | 中田 英里※ | 女性 |  |   |   |  |   | ● | ● |  |
| 一 | 山本 寛※  | 男性 |  |   |   |  | ● |   | ● |  |
| 一 | 福塚 圭恵※ | 女性 |  |   |   |  |   |   | ● |  |

※監査等委員である取締役であり、本総会における取締役選任議案の候補者ではございません。

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2023年6月28日 開催の定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）について、現プランの有効期間が2026年3月期の事業年度に係る定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることに鑑み、現プラン導入後も引き続き買収への対応方針をめぐる諸々の動向や様々な議論を踏まえ、その取り扱いを検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現プランを「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」として更新（以下、更新後の現プランを「本プラン」といいます。）することを、2026年5月13日開催の取締役会において決議いたしましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランへの更新にあたり、近時の社会・経済情勢の変化、法令等の改正、買収への対応方針に関する議論の動向を踏まえ、一部語句の修正・整理を行っておりますが、基本的なスキームについては現プランからの変更はございません。

本定時株主総会においてご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

なお、本プランの継続は、監査等委員である社外取締役3名を含む取締役の全員一致により決議されております。

概要については、次のとおりであります。

## 1. 提案の理由

### （1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

当社は、当社の経営にあたって、目先の利益追求ではなく、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを地道に汲み取り、これに応じた商品提供の実績を積み重ねるという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のお取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

## (2) 当社の企業価値の源泉

当社は、1946年7月の創業以来、染料、工業薬品等の化学品商社として、業界において確たる地位を築いております。当社は、設立当初から、社内に「試験室」を設置するなど技術指向型の営業活動を展開しており、メーカーに対する顧客ニーズと技術情報の的確な提供、新商品の開発に関するメーカーとの協業、得意先に対する専門的な商品情報や商品特性のスピーディーな提供、技術サービスの実施など、単なる流通事業の一翼を担う業態とは異なる営業活動を行っております。事業範囲は、土木・建材資材関連分野、情報・輸送機器関連分野、日用品関連分野、化学工業関連分野などをターゲットとし、顧客中心の営業活動を通して、顧客とともに発展を遂げ、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、市場における信用を培いつつ社会に貢献することを経営の基本方針としております。

このように、当社は、技術指向型の営業活動を通じて、様々な顧客のニーズを汲み取り、メーカーとの協業等を通じて顧客のニーズに応じた商品を提供していく実績の積み重ねが、当社を新たなステップへ導き、さらなる成長・飛躍を可能にするものと考えており、このようなビジネスモデルの維持・発展こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

## (3) 当社の企業価値向上への取り組み

当社は、多様化する顧客ニーズに迅速に対応し、タイムリーで的確な商品・サービスの提供を図るため、中長期的に以下の5つの施策に取り組んでおり、これらを柱に企業競争力の強化、企業価値の向上に努めております。

### ① 収益の向上

当社は創業以来、一貫して技術コンサルタントを主体とした技術指向型営業を行い、商社でありながらファブレスによるものづくりを行うなど、より付加価値の高い商品提供を目指しております。具体的には長年蓄積した技術・ノウハウを駆使したファインケミカル（精密化学品）商品への指向を図るなか、化学系商材に限らない幅広い取扱品目を展開し、併せて東南アジアへの営業基盤の拡大・整備等に積極的に取り組んでおります。また、建築材事業にメーカー機能を取り込み、その強化を図るため、2015年12月に各種木工製品の製造販売を主たる事業とするキョーワ株式会社を完全子会社とし、事業基盤の拡充とグループ収益の改善に持続的に取り組んでおります。

### ② 海外の市場拡大

近年、国内経済がシュリンクするなか、営業の軸足について東南アジアを中心とした海

外に移し、海外のお客様に対する販売だけでなく輸入品の取り扱いにも力を入れて取り組んでおります。これまで当社は、2002年にSANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.を、2007年には中国上海市に産京貿易（上海）有限公司を、2010年にはタイ王国バンコク都にSANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD.をいずれも独資で設立、2023年1月にはベトナム社会主義共和国Ho Chi Minh市にSANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD.を設立いたしました。さらに2026年4月に情報収集及び現地関係先との連絡円滑化を主たる目的として、大韓民国慶尚南道梁山市に連絡事務所を開設いたしました。これらの海外5拠点と国内5拠点のグループ力を集結し、お客様に喜ばれるソリューション営業を展開しております。

### ③ サステナビリティへの取組みと高品質体制の確立

すべての事業目的の遂行に当たっては、環境保全、省資源、健康・労働環境への配慮と公正・適切な処遇、公正な取引、自然災害等への危機管理など、社会貢献と地球環境のサステナビリティ向上に努めております。また、先端技術分野、社会貢献ならびに地球環境に資する分野をターゲットとすることで、高付加価値経営の基盤づくりを目指しています。

### ④ 人的資本や知的財産への投資等

当社は、役職員の心身の健康に資するよう労働衛生管理の改善に努めるとともに、人材育成方針に基づき、職務遂行能力を高めるための技能・技術・知識習得と階層別の期待役割、発揮能力及び態度を習得する機会を提供・支援し、専門性の高い人材集団となることを目指しております。また、取引先との連携を通じて、必要に応じて知的財産への投資機会にも積極的に取り組みます。

### ⑤ 事業継続計画への取組み

予想される広域災害及び重大な局所災害の発生後、人命を尊重し、会社がいち早く事業を再開し、災害に起因する従業員の経済的不安の解消や、生活行動の早期正常化を目指すとともに、非常時において当社グループのレジリエンスを発揮し、できる限りの社会貢献を行うことを目的として「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

この計画により、お客様への商品・製品の納入を早期に確保し、お客様所有資産（情報及び知的財産を含む。）の流出防止・保全対策に貢献するとともに、当社グループの知的財産やノウハウ流出の保護を行い、お客様のみならず利害関係者に安心を提供し、信頼と満足を得る企業となることを目指しております。

## （４）株主への還元について

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

## 2. 本プランの必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の

企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものであるべきと考えております。

もとより、当社は、前述のように、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益のため、以下の内容の事前の情報提供等に関する一定のルールとして本プランを設定しておくことが必要であると判断いたしました。その概要につきましては、別紙１「本プランの概要」をご参照ください。

なお、2026年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙５「当社の大株主の状況」の記載のとおりであり、現時点において、特定の第三者からの当社株式の大規模買付の申入れ、打診等の事実はございません。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付けその他の取得行為、若しくは、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得行為、またはこれらに類似する行為（注４）がなされた場合を、その適用の対象とします（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）。

（注１）：特定株主グループとは、

- （い）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に規定する保有者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。）を意味します。

(注2)：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

- (ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4)：株式等の買付けまたは取得行為の実施の有無にかかわらず、(i) 特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（\*1）を樹立するあらゆる行為（\*2）であって、(ii) 当社が発行者である株式等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

\*1：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接におよぼす影響等を基礎として行うものとします。

＊２：本注４所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注４所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## （２）大規模買付者に対する意向表明書の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨を含む以下の内容を日本語で明示した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、当社が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び、必要に応じ、その内容について公表します。

- ① 大規模買付者の氏名または名称及び住所または所在地
- ② 大規模買付者の設立準拠法
- ③ 大規模買付者の代表者の役職及び氏名
- ④ 大規模買付者の国内連絡先
- ⑤ 大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
- ⑥ 大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
- ⑦ 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- ⑧ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要等（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注５）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ⑨ 本プランに従う旨の誓約

（注５）：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項及び株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

## （３）大規模買付者に対する情報提供の要求

上記の意向表明書を受領した日から起算して10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及び特定株主グループ（共同保有者及び関係者を含みます。）の概要

(名称、事業内容、国内連絡先、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、主たる職歴、年齢及び国籍を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(調達スキームを含みます。)、買付の時期、取引の仕組み等
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)等
- ⑤ 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
- ⑥ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑦ その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

なお、当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(下記(5)に定義されます。)に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。ただし、大規模買付者に必要情報を追加的に提供していただく期限の上限を、当社が必要情報のリストに従った情報を大規模買付者から最初に受領した日(初日不算入)から60日に限定し、60日が経過した時点で後記(4)に規定する評価・検討手続を開始するものとします。

なお、意向表明書及び必要情報の言語は、追加的に提供いただくものを含め、日本語に限らせていただきます。

また、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適時に開示します。

#### (4) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合)または最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、

取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、後記（６）（iii）により、対抗措置の発動に関し株主総会を開催する場合においては、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会または独立委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長（最大30日）することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

#### （５）独立委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します（その概要につきましては別紙２「独立委員会の概要」をご参照ください）。

独立委員会は３名以上の委員により構成され、当社社外取締役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします（独立委員会の委員につきましては別紙３「独立委員会の委員の氏名及び略歴」の各氏を予定しております）。

独立委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、独立委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- ① 必要情報が不十分である場合に、直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- ② 当社の取締役会に対し、所定の期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- ③ 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- ④ 直接または当社取締役会等を通して間接的に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- ⑤ 本プランの廃止または変更を取締役会に対して勧告すること
- ⑥ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、独立委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

#### (6) 大規模買付者に対する対応方針

##### (i) 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく害しないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明すること、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

##### (ii) 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

##### (iii) なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することが相当と判断する場合でも、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、実務上可能な限り最短の期間で株

主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。株主総会を開催する場合においては、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。また、当社取締役会は、一旦対抗措置の発動を決定した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または独立委員会の勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対して対抗措置の停止または変更を諮問したうえで、新株予約権を無償取得し対抗措置の停止または変更を行うことがあります。この場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示します。なお、新株予約権の無償取得を複数回行う場合は、いずれも同一の条件とします。

#### (7) 対抗措置の具体的内容

上記(6)により、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や独立委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討したうえで判断します。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、この場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

### 4. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護に繋がるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、または大規模買付者の買付提案が当社の

企業価値または株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を選択した際に、新株予約権の無償割当を受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の概要については別紙4「新株予約権の概要」の記載のとおりですが、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の使用により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 5. 本プランの有効期間等

本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合、本プランは発効し、その有効期間は3年間（本定時株主総会終結時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで）とします。本プランの再継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については改めて定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において継続をご承認いただき発効した後であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示します。

## 6. 本プランの合理性

### （1）買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株

主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」に示された考え方にも沿った内容になっております。

（２）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、上記３にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入・継続されるものです。

（３）株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。また、上記３（６）（iii）記載のとおり、対抗措置の発動にあたって、一定の場合には、株主総会において株主の皆様の意思の確認が行われる場合もあります。さらに、上記５に記載したとおり、本プランには有効期間を３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

（４）合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

（５）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、別紙２「独立委員会の概要」にあるとおり、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、そ

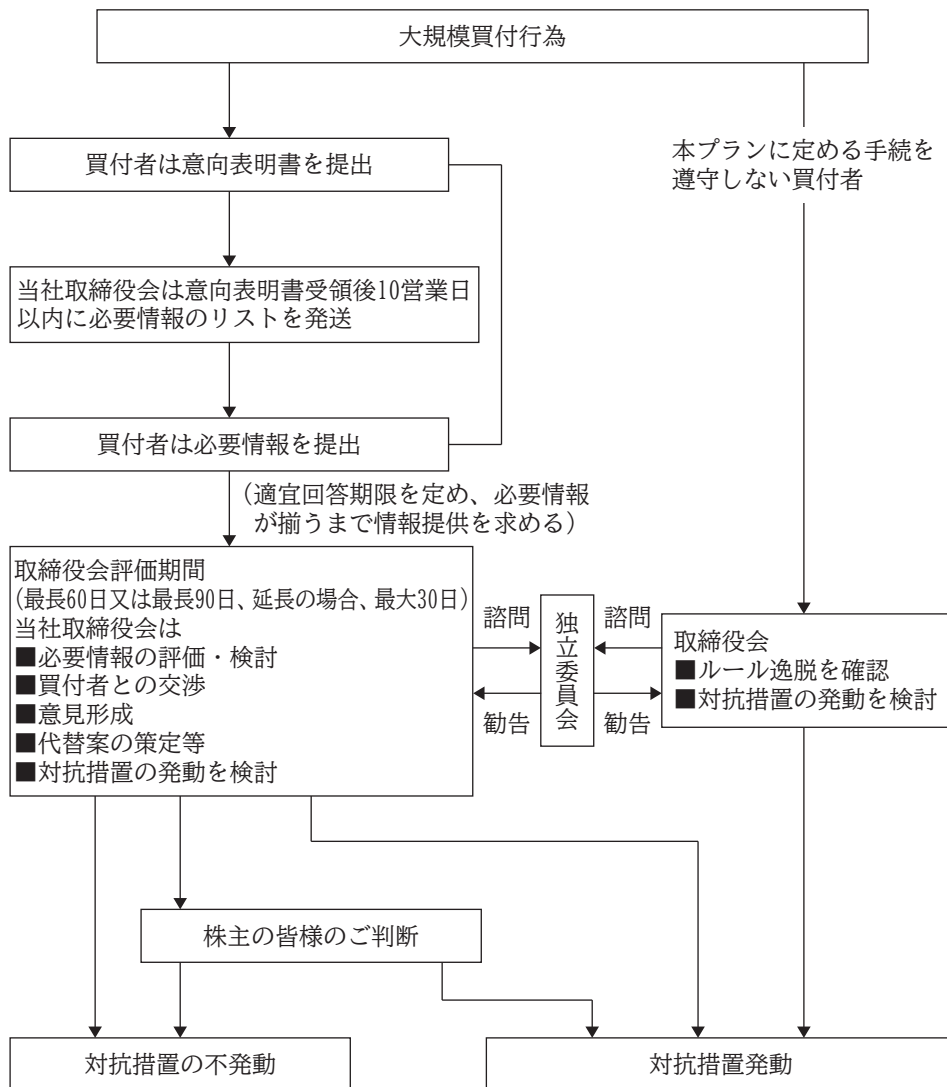
の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 本プランの概要



## 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した地位にある当社の社外取締役及び外部の有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、外部の有識者とは経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、決定を行うにあたって、当社企業価値及び当社株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 買収に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動
  - ② 買収提案者との交渉に基づく新株予約権の消却、発行中止その他の対抗措置の廃止
  - ③ 発動または決定した対抗措置の停止または変更
  - ④ 前3号に準じる重要な事項
  - ⑤ その他、当社取締役会が独立委員会に勧告を求める事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会の委員の氏名及び略歴

中田 英里（1973年1月20日生）  
1995年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
1998年4月 公認会計士登録（現任）  
2016年3月 中田英里公認会計士事務所開設  
2018年6月 当社社外取締役  
2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

中田英里公認会計士事務所 代表  
サカティンクス株式会社 社外取締役監査等委員

山本 寛（1978年9月23日生）  
2003年8月 大阪司法書士会登録（現任）  
2007年12月 弁護士登録（現任）  
2013年7月 上海華誠律師事務所入所  
2014年4月 上海華誠律師事務所退所  
2014年6月 ウィル合同法律事務所開設  
2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）  
2026年1月 ベリーベスト法律事務所パートナー就任（現任）

（重要な兼職の状況）

ベリーベスト法律事務所 パートナー

福塚 圭恵（1980年6月30日生）  
2008年12月 弁護士登録（現任）  
共栄法律事務所入所  
2020年1月 共栄法律事務所パートナー就任（現任）  
2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

共栄法律事務所 パートナー  
株式会社千趣会 社外監査役

\* 社外取締役中田英里氏、山本寛氏及び福塚圭恵氏は、いずれも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

以上

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てる。

## 2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

## 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

## 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- （1）新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- （2）新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

## 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

## 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、特定株主グループと合わせ「例外事由該当者」という。）ではないこと等を条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

- （1）当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- （2）前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式（以下、「交付株式」という。）とする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以上

## 当社の大株主の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,185,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,145,500株（自己株式245,378株を含む。）  
 (3) 株主数 1,468名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持株数   | 持株比率   |
|-------------------------|-------|--------|
| 有 限 会 社 新 光 企 画         | 157千株 | 17.51% |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 45    | 5.05   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 35    | 3.91   |
| 花 王 株 式 会 社             | 35    | 3.90   |
| 三 京 化 成 従 業 員 持 株 会     | 31    | 3.55   |
| 小 川 和 浩                 | 30    | 3.39   |
| 小 川 和 夫                 | 29    | 3.24   |
| ナ カ バ ヤ シ 株 式 会 社       | 27    | 3.01   |
| USBK NA JP I&W TS       | 25    | 2.78   |
| 株 式 会 社 ト ー ヨ ー ア サ ノ   | 20    | 2.22   |

（注）当社は自己株式245,378株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価高や米国の通商政策の影響による輸出減速など外部環境の不透明感が継続しましたが、賃上げの定着、設備投資の増加、サービス消費の回復が景気の下支えとなり緩やかな回復基調を維持しました。このような状況の下、当社グループにおいては、国内外の新たな機能性商材の取引拡大に引き続き注力いたしました。

これらの結果、売上高は271億9千9百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は5億1千3百万円（前年同期比10.6%増）、経常利益は6億2千8百万円（前年同期比7.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億5千2百万円（前年同期比19.6%増）、対前年同期比で増収増益となりました。主な増益要因としては、政策保有株の売却益及びグループ各社の売上高増ならびにコストの適正化を推進したことが寄与しました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### [科学事業]

##### <土木・建材資材関連分野>

土木関連分野では、土壌改良材原料やコンクリート二次製品用添加剤の増加はあったものの、道路舗装材用改質剤が大幅に減少し減収となりました。

建材資材関連分野では、住設機器用部材ならびに建材ボード用薬剤等が伸長し増収となりました。

##### <情報・輸送機器関連分野>

情報関連分野では、ディスプレイ関連材料は低調でしたが、粘着剤用基礎化学品や電子部品用封止材の増加により前年並みとなりました。

輸送機器関連分野では、自動車部品用材料や搬送機器関連材料が伸長し大幅な増収となりました。

##### <日用品関連分野>

日用品関連分野では、トナー用原材料や保湿材用薬剤などが堅調に推移し前年並みとなりました。

フィルム関連分野では、工業用フィルム及びチルド食品、冷凍食品用包装フィルムは堅調に推移しましたが、生鮮野菜用包装フィルムが減少し減収となりました。

##### <化学工業関連分野>

繊維関連分野では、工業繊維用薬剤のスポット販売があり大幅に増収となりました。

化学工業関連分野では、合成樹脂用原料、水処理剤用輸入化学品ならびに接着剤用機能性樹脂等が伸長し増収となりました。

これらの結果、科学事業セグメントの売上高は235億2千1百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は6億1千6百万円（前年同期比27.4%増）となりました。

#### 〔建装材事業〕

建材関連製品は堅調に推移しましたが、造作材関連・住宅用関連製品の出荷が低調で減収となりました。

これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は36億7千8百万円（前年同期比15.4%減）、営業利益は1億9百万円（前年同期比47.6%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5千4百万円であり、その主なものは、機械及び装置であります。

### (3) 対処すべき課題

わが国経済は、賃上げの継続や政府の経済政策、さらに高い水準である家計貯蓄などが内需を下支えし、個人消費や設備投資の改善など緩やかな回復基調が継続する見通しですが、他方で、海外経済の動向や通商政策の不確実性、原油価格の変動、金利上昇など下振れリスクも依然として存在し、特に、米国の関税政策や地政学リスクは外需の不透明感を高める要因となっています。

このような状況のなか、当社グループは国内外における環境の変化に迅速に対応し、機能性商材を中心とした新規開発の加速と継続的な業務改善活動の推進により事業拡大と収益力の強化に注力してまいります。

また、海外事業では、アジアにおける営業4拠点（上海、タイ、シンガポール、ベトナム）との連携による輸出入及び海外進出企業との取引拡大を推進します。

業務改善活動では、ISO9001・14001及び事業継続マネジメントシステム(BCMS)による体質強化活動を引き続き進化させるとともに、ICTの更なる活用等を通じて効率的な働き方を推進し、事業の持続性の向上を図ってまいります。

今後の更なる飛躍を目指し、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                       | 第97期<br>2023年3月期 | 第98期<br>2024年3月期 | 第99期<br>2025年3月期 | 第100期<br>2026年3月期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 26,738           | 26,227           | 27,117           | 27,199                         |
| 経常利益(百万円)                | 471              | 502              | 587              | 628                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 303              | 346              | 629              | 752                            |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 227.63           | 259.88           | 497.66           | 836.79                         |
| 総資産(百万円)                 | 16,404           | 17,865           | 16,178           | 15,431                         |
| 純資産(百万円)                 | 9,315            | 10,159           | 8,712            | 9,193                          |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況(2026年3月31日現在)

| 会社名                               | 所在地    | 資本金              | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容          |
|-----------------------------------|--------|------------------|--------------|------------------|
| 大同工業株式会社                          | 三重県    | 千円<br>10,000     | 100.0%       | 住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷 |
| キョーワ株式会社                          | 島根県    | 千円<br>33,150     | 100.0%       | 各種木工製品の製造販売      |
| 産京貿易(上海)有限公司                      | 中国     | 千円<br>170,000    | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.  | シンガポール | 千シンガポールドル<br>350 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. | タイ     | 千タイバーツ<br>20,000 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD.    | ベトナム   | 百万ドン<br>16,352   | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |

#### (6) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

| 事業区分  | 主要な事業内容                                                |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 科学事業  | 土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売 |
| 建装材事業 | 住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売                                  |

(7) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

| 名称      | 所在地   | 名称        | 所在地   |
|---------|-------|-----------|-------|
| 本社・大阪支社 | 大 阪 府 | 名 古 屋 支 店 | 愛 知 県 |
| 東 京 支 社 | 東 京 都 | 九 州 営 業 所 | 福 岡 県 |
| 浜 松 支 店 | 静 岡 県 |           |       |

(8) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 135名 | 3名減         |

(注)上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,185,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,145,500株（自己株式245,378株を含む。）
- (3) 株主数 1,468名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数   | 持株比率   |
|-------------------------|-------|--------|
| 有 限 会 社 新 光 企 画         | 157千株 | 17.51% |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 45    | 5.05   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 35    | 3.91   |
| 花 王 株 式 会 社             | 35    | 3.90   |
| 三 京 化 成 従 業 員 持 株 会     | 31    | 3.55   |
| 小 川 和 浩                 | 30    | 3.39   |
| 小 川 和 夫                 | 29    | 3.24   |
| ナ カ バ ヤ シ 株 式 会 社       | 27    | 3.01   |
| USBK NA J P I & W T S   | 25    | 2.78   |
| 株 式 会 社 ト ー ヨ ー ア サ ノ   | 20    | 2.22   |

(注)当社は自己株式245,378株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

| 区分                   | 株式数    | 交付対象者数 |
|----------------------|--------|--------|
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 2,058株 | 6名     |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

| 地位               | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                 |
|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小川和夫 | 大同工業株式会社代表取締役社長<br>SANKYO KASEI SINGAPORE PTE.LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI VIETNAM CO.,LTD. 会長 |
| 常務取締役            | 吉田充  | 大阪支社長                                                                                                                                        |
| 取締役              | 小林達司 | 東京支社長                                                                                                                                        |
| 取締役              | 小川和浩 | 経営企画部長兼S B事業部長<br>産京貿易（上海）有限公司董事長                                                                                                            |
| 取締役              | 青戸淳  | 管理部長                                                                                                                                         |
| 取締役              | 喜田章生 | 建装材事業部長                                                                                                                                      |
| 取締役<br>（常勤監査等委員） | 尾崎寛三 |                                                                                                                                              |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 中田英里 | 公認会計士<br>中田英里公認会計士事務所 代表<br>サカタインクス株式会社 社外取締役                                                                                                |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 山本寛  | 弁護士<br>ベリーベスト法律事務所 パートナー                                                                                                                     |
| 取締役<br>（監査等委員）   | 福塚圭恵 | 弁護士<br>共栄法律事務所 パートナー<br>株式会社千趣会 社外監査役                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、社外取締役であります。
2. 喜田章生氏は、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 大林和幸氏は、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）中田英里氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、東京証券取引所の定めにに基づき届け出ている独立役員であります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾崎寛三氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、小川和夫氏、吉田充氏、小林達司氏、小川和浩氏、青戸淳氏、喜田章生氏、尾崎寛三氏、中田英里氏、山本寛氏、福塚圭恵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (5) 取締役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議しております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

#### a. 基本方針

取締役の報酬は、金銭報酬としての月額報酬及び賞与、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成する。月額報酬は、当社の持続的な成長を図るなかで、役位や職責、同業他社水準等を考慮して決定する。賞与は、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。譲渡制限付株式報酬は、企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付する。譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、原則として、株式交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までとする。なお、監査等委員である取締役は、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから、賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給はない。

- b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、役位、職責、職務遂行度及び同業他社水準を考慮したうえで、原則として年1回見直し決定する。賞与及び譲渡制限付株式報酬は、毎年1回一定の時期に業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。

- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬を掌管取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議する。また、監査等委員である取締役の各報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

上記c. の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会において、年額1億4,400万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。また、当該基本報酬とは別枠で、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給する当社の普通株式または金銭債権の総額は年額1,400万円以内、発行または処分する当社の普通株式の総数は年4,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会において、年額2,880万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

## ③取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)    |            |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|--------------------|-------------------|------------|-------|-----------------------|
|                         |                    | 基本報酬              | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役(監査等委員<br>を除く。)      | 97,878             | 88,369            | 5,263      | 4,246 | 7                     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 17,446<br>(6,075)  | 17,446<br>(6,075) | —          | —     | 4<br>(3)              |

- (注)1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 基本報酬には、取締役6名に対する当事業年度に係る役員賞与17,805千円が含まれております。  
 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。  
 4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、役員退職慰労金制度は、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって廃止しております。  
 5. 取締役(監査等委員を除く。)の支給人員には、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名を含んでおります。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役中田英里氏の兼職先である中田英里公認会計士事務所及びサカタインクス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役山本寛氏の兼職先であるベリーベスト法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役福塚圭恵氏の兼職先である共栄法律事務所及び株式会社千趣会と当社との間には特別な関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                     |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 中田英里 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 山本 寛 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。   |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福塚圭恵 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。   |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 16,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 16,800千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針として、株主の皆様への利益還元を行ってまいりる所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり100円（うち中間配当金50円）としております。

内部留保資金については、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化に使用してまいりる所存であります。

~~~~~  
(備考) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また千株単位で表示した株式数は千株未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,771,766	流 動 負 債	5,314,556
現金及び預金	2,500,149	買 掛 金	3,807,535
受 取 手 形	58,456	電 子 記 録 債 務	960,732
売 掛 金	4,749,388	未 払 法 人 税 等	160,595
電 子 記 録 債 権	2,260,654	賞 与 引 当 金	84,306
商 品 及 び 製 品	929,350	役 員 賞 与 引 当 金	17,805
仕 掛 品	21,090	そ の 他	283,581
原材料及び貯蔵品	63,996	固 定 負 債	923,371
そ の 他	188,678	長 期 未 払 金	318,990
		退職給付に係る負債	21,567
		繰 延 税 金 負 債	463,662
		再評価に係る繰延税金負債	100,639
		そ の 他	18,512
固 定 資 産	4,660,075	負 債 合 計	6,237,928
有 形 固 定 資 産	1,551,835	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	657,745	株 主 資 本	7,739,377
機械装置及び運搬具	114,200	資 本 金	1,716,600
土 地	764,612	資 本 剰 余 金	1,433,681
リ ー ス 資 産	3,103	利 益 剰 余 金	5,450,057
そ の 他	12,174	自 己 株 式	△860,961
無 形 固 定 資 産	57,536	その他の包括利益累計額	1,454,536
ソフトウェア	51,681	その他有価証券評価差額金	1,244,595
そ の 他	5,854	土 地 再 評 価 差 額 金	32,739
投資その他の資産	3,050,703	為 替 換 算 調 整 勘 定	177,201
投資有価証券	2,913,316	純 資 産 合 計	9,193,913
そ の 他	137,861	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,431,842
貸 倒 引 当 金	△475		
資 産 合 計	15,431,842		

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		27,199,901
売 上 原 価		24,499,097
売 上 総 利 益		2,700,804
販売費及び一般管理費		2,187,722
営 業 利 益		513,081
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	98,265	
仕 入 割 引	2,877	
雑 収 入	26,328	127,471
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,891	
持分法による投資損失	210	
雑 損 失	8,507	11,609
経 常 利 益		628,943
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	446,102	
関係会社清算益	40,156	486,258
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	45,809	45,809
税金等調整前当期純利益		1,069,392
法人税、住民税及び事業税	293,372	
法 人 税 等 調 整 額	23,600	316,972
当 期 純 利 益		752,420
親会社株主に帰属する当期純利益		752,420

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,700,773	流 動 負 債	5,147,833
現金及び預金	1,741,894	買掛金	3,691,010
受取手形	58,456	電子記録債務	960,732
売掛金	4,519,657	未払法人税等	138,475
電子記録債権	2,260,654	賞与引当金	83,212
商 品	796,289	役員賞与引当金	17,805
前 払 金	61,400	そ の 他	256,597
関係会社短期貸付金	172,704	固 定 負 債	836,178
そ の 他	89,806	長期預り保証金	768
		退職給付引当金	13,525
		長期未払金	318,990
		繰延税金負債	402,254
		再評価に係る繰延税金負債	100,639
		負 債 合 計	5,984,011
固 定 資 産	5,107,392	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	1,232,213	株 主 資 本	7,548,458
建物	643,852	資 本 金	1,716,600
構 築 物	6,353	資 本 剰 余 金	1,433,681
機 械 及 び 装 置	101,684	資 本 準 備 金	1,433,596
工具、器具及び備品	9,709	その他資本剰余金	85
土 地	470,612	利 益 剰 余 金	5,259,139
無 形 固 定 資 産	57,030	利 益 準 備 金	298,619
ソフトウェア	51,405	その他利益剰余金	4,960,519
そ の 他	5,625	別 途 積 立 金	4,205,500
投資その他の資産	3,818,148	繰越利益剰余金	755,019
投資有価証券	2,908,712	自 己 株 式	△860,961
関係会社株式	356,919	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,275,695
関係会社長期貸付金	1,019,636	その他有価証券評価差額金	1,242,956
そ の 他	133,046	土地再評価差額金	32,739
貸倒引当金	△600,166	純 資 産 合 計	8,824,154
資 産 合 計	14,808,166	負債及び純資産合計	14,808,166

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,539,076
売 上 原 価		22,221,609
売 上 総 利 益		2,317,466
販売費及び一般管理費		1,893,051
営 業 利 益		424,415
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	105,446	
仕 入 割 引	2,877	
雑 収 入	45,747	154,071
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,116	
雑 損 失	25,745	29,861
経 常 利 益		548,625
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	82	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	446,102	
関 係 会 社 清 算 益	33,018	479,203
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	45,809	45,809
税 引 前 当 期 純 利 益		982,019
法人税、住民税及び事業税	276,404	
法 人 税 等 調 整 額	14,620	291,024
当 期 純 利 益		690,994

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

三 京 化 成 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 武 藤 元 洋
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 細 谷 明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三京化成株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

三 京 化 成 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 武 藤 元 洋
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 細 谷 明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三京化成株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

三京化成株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 尾 崎 寛 三 ㊞

監査等委員 中 田 英 里 ㊞

監査等委員 山 本 寛 ㊞

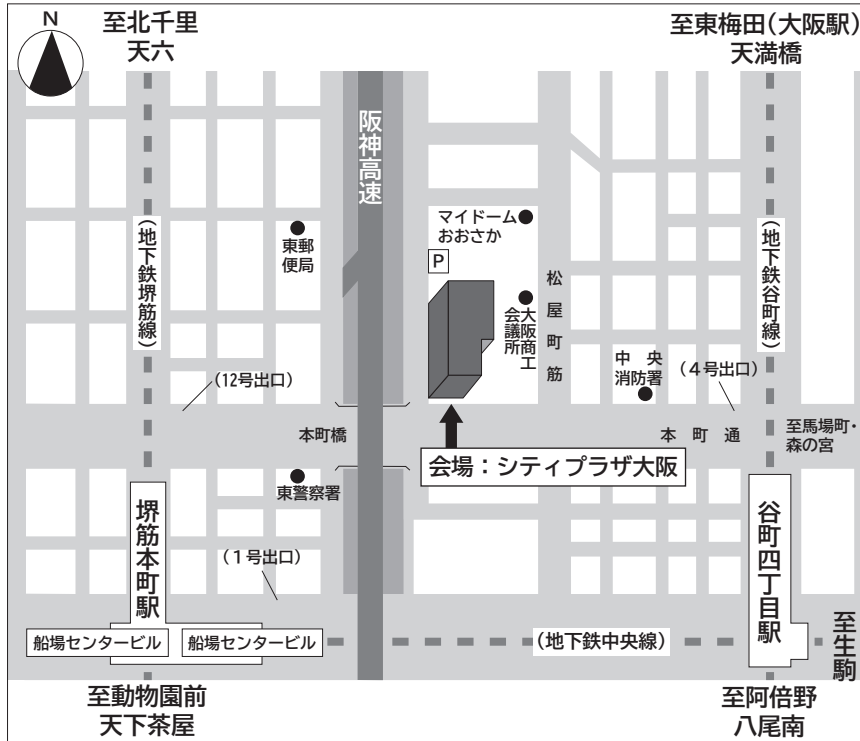
監査等委員 福 塚 圭 恵 ㊞

(注) 監査等委員中田英里、山本寛及び福塚圭恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪 4階「海会場」
電話(06)6947-7888



- ◎ 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 ①番、②番出口から徒歩約6分
- ◎ 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ④番出口から徒歩約7分

(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。